Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成29年5月18日総合政策局運輸審議会審理室

## 広島電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の 上限変更認可申請事案に関する答申について

平成29年4月4日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、審議の結果、認可することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しました(事案の内容、答申結果等は別紙のとおりです)。

運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通 大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立 場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

当該事案については今後、国土交通大臣が運輸審議会の答申内容等を踏まえて処分を行う見 込みです。

審議における配付資料及び議事概要は以下のURLで公表しています。 http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00\_sg\_000021.html

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局 運輸審議会審理室 川﨑、木村、柳瀬、吉元

(代表) 03-5253-8111 (内線 53516)、

(直通) 03-5253-8810、(FAX) 03-5253-1676

[鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可に関する問合せ先] 鉄道局 鉄道サービス政策室 宮田、小林、加藤

(代表) 03-5253-8111 (内線 40634)、

(直通) 03-5253-8543、(FAX) 03-5253-1633

事案の種類	鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更の認可
申請事業者	広島電鉄株式会社
事案の内容	1. 普通旅客運賃  (1) 鉄道 現行の3キロメートルまで120円、3キロメートルを超え6キロメートルまで140円、6キロメートルを超え10キロメートルまで190円、10キロメートルを超え17キロメートルまで190円、14キロメートルを超え17キロメートルを超え6キロメートルを超え6キロメートルを超え6キロメートルを超え6キロメートルを超え6キロメートルを超え6キロメートルを超え6キロメートルを超え10キロメートルまで190円、10キロメートルを超え14キロメートルまで210円、14キロメートルを超え17キロメートルまで230円を上限とする運賃に変更する。  (2) 軌道 現行の160円(白島線110円)を上限とする均一制運賃を、180円(白島線130円)を上限とする均一制運賃を、180円(白島線130円)を上限とする均一制運賃に変更する。
	通学定期旅客運賃 割引率51%は変更しない。
運輸審議会答申	認可することが適当である。